

(様式第2号)

福祉サービス第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

②施設・事業所情報

名称：ほほえみ保育園	種別：保育所	
代表者氏名：園長 齋藤尚美	定員（利用人数） ：19名（地域枠5名、従業員枠14名）	
所在地：岡山市南区東畦651-19		
TEL：086-282-9309	ホームページ ：https://hoiku.medical-jiyukai.jp/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成28年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：特定医療法人自由会		
職員数	常勤職員：8名	非常勤職員：2名
専門職員	園長（保育士）：1名	調理員：委託
	副主任保育士：2名	
	保育士：7名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室2（0・1歳児、2歳児各1）	園児用トイレ、調理室、多 目的室（会議室、事務室、医 務室、相談室兼）、園庭、砂 場

③理念・基本方針

＜基本理念＞

全ての子どもが、身体的・社会的状況に応じた最適な保育が受けられる保育園を目指します。

＜保育方針＞

- ・私たちは、子ども達が健康で安全な環境の中で安心して過ごせる場を提供します。
- ・私たちは、家庭的雰囲気の中で一人ひとりの個性を大切にし、心身の発達を促す保育を行います。
- ・私たちは、保護者とのより良い協力関係を築きながら子育てを支援します。
- ・私たちは保育の仕事に誇りと責任を持ち、自らの人間性・専門性の向上に努めます。

＜保育目標＞

- ・健康で明るい子ども
- ・愛情豊かに育つ子ども
- ・笑顔があふれる子ども
- ・豊かな心が育つ子ども
- ・好奇心いっぱい遊べる子ども

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・開所時間：7:45～18:45
(保育標準時間7:45～18:45、保育短時間9:00～17:00)
- ・行事：こどもの日、虫歯予防デー、七夕、夏まつり、ご長寿会、ハロウィン、クリスマス、書き初め、節分、ひなまつり、お別れ会、フィットネスお楽しみ会(年2回)、避難訓練(年12回)、保育参加
- ・地域交流：関連施設である高齢者福祉施設利用者との交流、近隣保育園との交流、近隣の田んぼ遊び
- ・法人内デイケア利用者との交流
- ・園医(歯科)との月1回のリズムを通して身体調和、食事指導
- ・母体が医療法人であるため、衛生管理、感染対策が整備

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年2月1日(契約日) ～ 令和7年9月10日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	1回(令和元年度)

⑥総評

◇特に評価が高い点

I 福祉サービスの基本方針と組織

前回の評価で指摘のあった中長期計画の策定、保護者アンケートの実施、地域活動の強化、「乳幼児突然死症候群」に関するマニュアルの整備について、何れも確実に取り組み、実施が行われています。このことは、

職員が一丸となって保育に真摯に向き合い取り組もうとする姿勢の表れと理解できます。今後も、このような姿勢を続けていくことを望みます。

Ⅱ 組織の運営管理

前回の評価の際にも課題となっていたICT化については、改善されると同時に、集金業務のオンライン化を新たに始め、保護者にとって利用しやすい保育園にするとともに、職員にとって効率的な業務環境を整備することに繋がっています。このことは、園長が常に言葉にする「職員が働きやすい職場」を実現した結果の1つであり、このことから指導力を発揮していることが伺えます。なお、集金業務のオンライン化の取り組みを法人内で発表し、表彰されました。

また、「保育士キャリアパス一覧表」に加え、人事考課規程と目標管理制度を一体的に運用しています。目標管理は前年度の様子を11月と5月の年2回面談を行い、それをもとに一次考課、二次考課を行っています。評価項目は積極性や責任感などの「基礎評価」、仕事量や仕事の質などの「業務評価」、自身の評価や経営指標などの「目標達成度」に分かれています。これらをもとにした面談記録は保管されており、各職員にフィードバックされています。

一方、地域との交流、地域貢献では、2024(令和6)年に「暮らしの保健室」をオープンし、医療や介護、生活に関する様々な相談ができる地域に根ざした支援の場を整えました。また、絵本の読み聞かせボランティア活動をしています。さらに、とんど祭りに参加したり近隣のデイサービスとの交流も行っています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

保護者アンケートを行うことで、保育園での子どもたちの様子や職員の関り、日々の活動に対する保護者の感じ方や意見を大切に受けとめ、より良い保育園づくりにつなげています。また、年度末にはホームページで公開する事で、広く一般に保育園の取り組みや保護者の声を知ってもらい、透明性のある運営が行われています。さらに、安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組として、事故防止対応マニュアル、感染症予防マニュアルを整備することで、子どもたちの安全が守られる体制を構築し、職員間での対応の統一と迅速な行動が可能となっています。

福祉サービスの質の確保においては、3ヶ月ごとに職員のローテーションを行い、すべての職員が乳児全員の成長を把握し、的確な計画と評価が可能となっています。加えて、職員全員が法人所有のiPadを活用しており、いつでも指導計画や記録が確認でき、リアルタイムで共有することができています。

A 福祉サービス内容評価基準

子どもの日々の様子を丁寧に観察・記録し、ICTシステムや連絡帳を通じて保護者に分かりやすく伝える体制が整っています。一方、アレルギー対応では、「子どもの家庭で食べていないものは保育園でも提供しない」という明確な方針のもと、調味料なども統一しアレルギー源が特定できるように、保育園内のルールを明確化し、個別の対応が徹底されています。また、誤嚥事故の防止にも力を入れており、「りんご」や「パン」などリスクのある食品については、実際の事例を共有しながら、予防的な取り組みを継続しています。職員の細やかな観察と対応力が保護者の安心に直結しています。

また、安全・防災への取り組みでは、火災・地震・大雨・不審者など、さまざまな事態を想定した避難訓練を安全計画に基づいて定期的実施しています。訓練後は保護者にも内容を共有し、保育園内外での防災意識の向上に繋がっています。子どもへの安全指導も、年齢や発達に応じた配慮がなされており、保育士個々の意識の高さがうかがえます。前回整備できていなかった乳幼児突然死症候群対応マニュアルやガイドラインが整備され

ており、入園時に保護者に説明し情報共有できています。

一方、相談体制の整備と児童の権利擁護では、子どもだけでなく、保護者に対しても「相談しやすさ」が感じられるように信頼関係を築いており、保育園全体で「気づきのある環境づくり」を意識しています。また、虐待防止のためのマニュアルやチェックシートを活用し、早期発見・初期対応の体制が整っており、関係機関（こども総合相談所、福祉事務所、保健センター等）との連携も適切に行われています。

加えて、福祉的支援を必要とする子どもに対しては、卒園後も関係機関と連携しながら転園先に定期的に聞き取りを行うなど、継続的な見守り体制が整っています。こうした姿勢は、保護者にとっても「ずっと見守ってくれている安心感」につながっており、保育園の信頼感を高める要因となっています。

◇改善が求められる点

I 福祉サービスの基本方針と組織

中長期計画の項目のいくつかが抽象的な表現となっており、達成度が測れない状況となっております。計画の立て方については、KGI（重要目標達成指標）という最終的な目標を測る指標と、KPI（重要業績評価指標）というKGIを達成するための中間プロセスや具体的な行動の進捗を評価する指標を各項目で設定し、それらを管理する方法にして頂くと、より評価がや達成度が具体的に確認することができます。

II 組織の運営管理

職員の福利厚生情報や勤続年数表彰の掲示が、子どもや保護者、職員との共同出入口になされており、好ましくありません。改善の検討をお願いします。また、園内研修は運動や遊びなど保育実践に特化した内容が多く、今後必要となってくる子どもの権利や虐待に関連した研修は行われていませんでした。社会情勢を考慮した研修メニューの再考を期待します。加えて、法人内の他の施設における専門職の実習受け入れについて、多職種連携が叫ばれている今日において、保育園という社会福祉施設の機能や意義を確認してもらうための見学実習をプログラムに入れてもらうことで、実習受け入れ機会の少ない保育園において様々な効果が見込めるのではないのでしょうか。

なお、前回の評価で指摘のあった財務諸表等の公表については、法人のホームページで掲載されています。但し、保育園のホームページからのリンクがかなり小さくわかりにくいように感じます。

III 適切な福祉サービスの実施

現在、排泄の場面においては、4～5人の子どもが同じ部屋の中で順番に行っている状況です。職員数や時間的な制約といった運営上の課題もあり、すべての子どもに対して個別対応を行うことが難しい面もあります。しかし、排泄は子どものプライバシーに深く関わる行為であり、心身の発達段階においては特に、羞恥心や自己意識が育ち始める重要な時期にあたります。そのため、可能な限り子ども一人ひとりのプライバシーに配慮した環境づくりが求められます。例えば、仕切りの設置や視線を遮る工夫、待機中の子どもたちへの配慮など、小さな工夫であっても、子どもに安心感や尊重されているという感覚を与えることができます。今後、子どもたちの気持ちに寄り添いながら、よりプライバシーに配慮した排泄支援のあり方を検討・改善されることを望みます。

A 福祉サービス内容評価基準

保育所保育指針に「食育は全体的な計画に基づいて保育の一環として実施すること」が明記されています。保育園では、野菜の栽培・収穫、歯科医との連携、地域農家との交流など、豊かな食育が行われています。それを「なぜ食育に取り組むのか」や「どんな育ちにつながるのか」という視

点から「食育」に取り組まれてはいかがでしょうか。例えば、「食育」の「ねらい」を言葉にする、子どもと一緒に野菜を苗から植える「ねらい」は野菜への興味関心を育て、育てたものを食べる喜びを知る、などがあげられます。食事の委託業者には栄養士も在籍しており、担当者を通してでも、会議で情報交換・計画共有する機会を設けられ、子ども一人ひとりに合わせた食支援を考えることもできるかと思います。保育園では、年に一つのテーマを決めて、その活動を一年を通してデータを取り、母体の病院で発表する機会があると聞いております。期待しております。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

当園では、5年前の初回受審以降、第三者評価でいただいたご指摘を真摯に受け止め、職員一丸となって改善に取り組んでまいりました。今回の2回目の受審では、これまでの取り組みが評価され、高い評価をいただくことができました。

一方で、今回の評価を通じて新たな課題も明確になり、サービスのさらなる向上に向けた貴重な示唆を得ることができました。特に、日々の保育実践における子どもの権利擁護の重要性を改めて認識する機会となり、子どもの人権に対する理解や虐待防止、そしてプライバシー保護に関する職員の意識向上が、今後の質の高い保育の提供に不可欠であると実感しております。

今後は、これらの課題に真摯に向き合い、子どもの人権・虐待防止・プライバシー保護に関する研修を継続的に実施することで、職員一人ひとりが子どもの視点に立った支援を行えるよう努めてまいります。すべての子どもが安心して過ごせる環境づくりを目指し、第三者評価を通じて得られた学びを糧に、地域に信頼される保育園として今後も成長してまいります。

⑧第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果【保育所版】

その１：共通評価項目

Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-１ 理念・基本方針

	第三者評価結果
Ⅰ-１-(１) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
Ⅰ-１-(１)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	①・b・c
＜コメント＞ 保育園には、「基本理念」、「保育方針」、「保育目標」が掲げられており、ホームページならびに入園のしおりには、わかりやすい表現に要約された内容で公表されています。その内容は、2018(平成30)年4月改正の「保育所保育指針」における保育に関する基本原則、養護に関する基本的事項、乳児保育に関わるねらいおよび内容に沿ったものとなっています。これらはミーティングで唱和し、マニュアルとともにいつでも閲覧できる状態となっています。内容の評価・見直しについては、次年度予算、事業計画が作成の際開催される保育園会議において行われ、同時に、後述する事業計画においても、理念・運営方針(保育、保育士の姿勢、地域活動)が記載されています。	

Ⅰ-２ 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅰ-２-(１) 経営環境の変化等に対応している。	
Ⅰ-２-(１)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	①・b・c
＜コメント＞ 中長期計画を毎年度振り返りをする中で、分析が行えています。具体的には、昨今の子育て支援の状況や社会的情勢から、地域枠・従業員枠とも保育園を利用したいと考える保護者が多く、ニーズも高い状況です。そのため、保育士を増員しフリー職員を配置しています。加えて、特別な配慮が必要な子どものため、後述するように絵本の読み聞かせの機会を増やすなど、収支バランスを見ながら適宜対応しています。	
Ⅰ-２-(１)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	①・b・c
＜コメント＞ 保育園は、当初託児所(職員の福利厚生)としての機能をもってスタートしましたが、その後地域枠を拡充し認可保育園となりました。そのため、Ⅱ-４-(２)-①で述べるように、現在地域交流や地域貢献に力を注いでいます。また、法人全体としてⅡ-４-(３)-①で述べる「暮らしの保健室K'sフェスティバル」を開催することで、保育園としての社会的使命を果たすことで、認可保育園としての本保育園の弱みを強みに変えています。	

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞ 前回の評価結果を受け、保育園では独自の中・長期計画を作成しています。今回の受審は、その中・長期計画に基づいた受審であり、前回の指摘を受けた事項を改善したことは特筆に値します。但し、各計画の内容に目指す方向は明記しているのですが、項目のいくつかは抽象的な表現となっており、達成度が測れない状況となっております。計画の立て方については、KGI(重要目標達成指標)という最終的な目標を測る指標と、KPI(重要業績評価指標)というKGIを達成するための中間プロセスや具体的な行動の進捗を評価する指標を各項目で設定し、それらを管理する方法にして頂くと、より評価や達成度が具体的に確認することができます。なお、計画の立て方については、優先順位をつけ、計画を100%実現した場合、50%実現した場合、30%実現した場合の3パターンを設けることで、見直し回数を減らし業務の効率化を図ることも可能です。1つの方法としてご検討ください。		
	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞ I-1-(1)-①で述べたように、事業計画の策定にあたっては、保育の方向性の確認や今年度の問題点や課題を確認し、次年度予算の作成と一緒にリーダー会議において原案が決定されています。これを受け、職員会議で検討とコンセンサスを得たうえで、法人本部の会議に上程され決定されています。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞ 前回の評価の際指摘のあった中・長期計画をもとにした事業計画の作成、今年度の問題点や課題、子どもや保護者、地域住民からの感想や意見などをもとにした事業計画への反映が、定期的な会議において行われ、組織的に策定されています。各保育士も策定された事業計画を把握し、閲覧・把握ができています。加えて、日頃の行事については、報告書の中に自己評価、子どもの評価、保護者の評価を記載する欄が設けられ、前述の事業計画への反映が図られています。		
	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
＜コメント＞ 保護者会はありませんが、4月の各種書類の手続き、後述する「フィットネスお楽しみ会」の機会に保護者用の事業計画を渡して説明しています。今後は、4月の各種書類の手続きとともに配布する、掲示物として保護者などが見える場所に掲示するなどして、より一層事業計画の周知についてご検討ください。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	①・b・c
＜コメント＞ 経営に関する会議としては、収支報告会議(月1回)と経営会議(毎週)が事務長参加のもと開催されています。加えて、運営会議(年1回)により前述の事業計画が作成されるとともに、園長、副主任、保健衛生安全対策リーダーで構成される、保育園会議(主に月1回)で保育に関する問題点や課題が検討され、ミーティング(毎月)で内容が周知されることになっています。また、自己評価は毎年実施され、分析・評価結果により、事業計画などに活かされています。		
I-4-(1)-②	評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	①・b・c
＜コメント＞ 前回の評価で指摘のあった中長期計画の策定、保護者アンケートの実施、地域活動の強化、「乳幼児突然死症候群」に関するマニュアルの整備について、何れも確実に取り組み、実施が行われています。このことは、職員が一丸となって保育に真摯に向き合い取り組もうとする姿勢の表れと理解できます。今後も、このような姿勢を続けていくことを望みます。		

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	①・b・c
＜コメント＞ 園長自らの役割と責任については、運営規程をはじめ毎年度更新される役割分担表、自己評価結果、ホームページ、ほほえみだよりなど複数の媒体や回答により確認できます。有事の際の対応については、保育園が所属するこうなんクリニックにおいて、防災委員を担当しており、組織全体として災害が発生した場合の対応として重要な位置を担っています。		
II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 園長として必要な研修(園外)、社会連携、社会交流を通じ、広く知識・技術の習得と価値の醸成を図り、園長として保育園をどのようにしていくべきかその方向性にブレはありません。その様子は、結果として後述で説明するように現れています。また、物品などの購入にあたって、取引業者とのやり取りについては、法人で定められた経理規程に基づき、確実に実施されています。		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<コメント> 園長が業務を行う部屋は、建物の構造上常に隣りあわせでありいつでも子どもらに声かけや職員らに助言・指導ができる環境です。一見すると狭いように感じますが、園長が常に口にする「子どもへの愛情と責任」は職員らに浸透しています。利用者家族調査の自由記述を確認すると、それらの状況を理解することができます。		
	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<コメント> 前回の評価の際にも課題となっていたICT化については改善されると同時に、集金業務のオンライン化を新たに始め、保護者にとって利用しやすい保育園にするとともに、職員にとって効率的な業務環境を整備することに繋がっています。このことは、園長が常に言葉にする「職員が働きやすい職場」を実現した結果の1つであり、このことから指導力を発揮していることが伺えます。なお、集金業務のオンライン化の取り組みを法人内で発表し、表彰されました。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	①・b・c
<コメント> 保育園としての人材の確保は十分であり、特別配慮が必要な子どもへの対応として、保育士1名を新たに採用し、ゆとりをもった配置とするなど今後の保育の動向を加味した計画的な採用が進められています。加えて、平均勤続年数は約7年と、全国平均とほぼ同程度となっています。また、保育士のキャリアアップ制度には積極的に参加しており、各職員が6分野(障害児教育、食育・アレルギー対応、保護者支援・子育て、マネジメント、乳児保育、保健衛生・安全対策)にバランスよく受講・修了しており、計画的な育成が図られています。		
	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	①・b・c
<コメント> 保育園では、「保育士キャリアパス一覧表」が作成され、職責、求められるスキル(社会力、専門技術能力)、職務内容、業務に対する姿勢、任用の要件、給与の各項目が、ラダーレベルⅠの初任者から、ラダーレベルⅦの園長まで設定されています。これらをもとに、評価項目Ⅱ-2-(3)-①で述べる目標管理制度と連携して、人事考課と管理が行われています。		

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉠・b・c
＜コメント＞ 年次有給休暇の取得率は2024(令和6)年度100%であり、法人全体として男性2名の取得実績があります。今年度は、3名が取得予定です。その他には、積立有給休暇制度(50日まで)やリフレッシュ休暇、医療費補助制度(自己負担100%、年12万円)や不妊治療費補助制度など特徴的な制度を複数整備しています。また、法人全体として心理カウンセラー(臨床心理士・公認心理師資格取得者)と連携し、仕事の悩みや心の相談などはいつでも対応できるようにしています。2020(令和2)年ですが、自らの施設の良い所を出しあう研修を心理カウンセラーに依頼したこともあります。一方、本評価項目からは外れますが、これら職員の福利厚生情報や勤続年数表彰の掲示が、子どもや保護者、職員と共同出入口になされており、好ましくありません。改善の検討をお願いします。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ Ⅱ-2-(1)-②で述べた「保育士キャリアパス一覧表」に加え、人事考課規程と目標管理制度を一体的に運用しています。目標管理は前年度の様子を11月と5月の年2回面談を行い、それをもとに一次考課、二次考課を行っています。評価項目は積極性や責任感などの「基礎評価」、仕事量や仕事の質などの「業務評価」、自身の評価や経営指標などの「目標達成度」に分かれています。これらをもとにした面談記録は保管されており、各職員にフィードバックされています。		
	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㉠・c
＜コメント＞ 期待する職員像である「子どもへの愛情と責任」を浸透させるべく、事業計画の中に園内研修計画(運動やあそびに関すること、年7回)、園外の定期的な研修(キャリア研修など)の計画、その他法人内研修やICTアプリを介した研修など、多彩な研修、年齢や勤続年数に応じた研修に参加できるよう配慮しています。但し、前述のように園内研修は運動や遊びなど保育実践に特化した内容が多く、今後必要となってくる子どもの権利や虐待に関連した研修は行われていませんでした。社会情勢を考慮した研修メニューの再考を期待します。なお、研修報告(出張報告書)には、研修受講の目的を受講者本人と園長、受講後の結果に対する受講者本人の達成度と園長の期待、研修内容そのものに対する評価を記載する欄が設けられており、単に研修を受講するだけでなくその効果についてもふり返る機会を与えている仕組みは、特筆に値します。		
	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 新入職員に対しては、法人全体としての新人研修を受講後、保育園独自の「新人保育士指導について」(プリセプター制度)を準備し、担当者1人が細かく指導しています。その達成度を測るため、①今日の業務、②自己評価が用意され、最終的には前述の「保育士キャリアパス一覧表」によって確認します。その後は、他の保育士と同じ「保育士マニュアル」と「業務手順書」に基づいて保育が行われます。また、各保育内容の成果は、年1回発行の法人年報に職員投稿論文という形で発表されます。		

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・⑥・c
＜コメント＞ 職場体験マニュアルが整備され、地元中学生の職場体験学習に協力しています。一方で、保育士など福祉の専門職の実習受け入れ実績はありません。本評価は実習受け入れ実績があるかないかで判断するものではありませんが、実習の受け入れの意義は社会福祉施設としての社会的責任、保育に関する新たな知見の獲得であると認識しています。実習の受け入れ事態法人での判断になるかもしれませんが、法人内の他の施設における専門職の実習受け入れであったとしても、多職種連携が叫ばれている今日において、保育園という社会福祉施設の機能や意義を確認してもらうための見学実習をプログラムに入れてもらうことで、その責任を果たしたり日頃の保育に対する効果は得られるのではないのでしょうか。検討を期待します。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・⑥・c
＜コメント＞ I-1-(1)-①で述べたように、理念や基本方針を分かりやすく入園のしおりやホームページに掲載するとともに、緑色をベースとした優しい色使いを採用し好印象なデザインとなっています。また、職員の似顔絵(アバター)を採用することで、それらをより際立たせています。加えて、苦情受付に関するマニュアルや流れも整備されており、後述する満足度調査も実施されています。なお、前回の評価で指摘のあった財務諸表等の公表については、法人のホームページで掲載されています。但し、保育園のホームページからのリンクがかなり小さくわかりにくいように感じます。検討をお願いします。		
	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	④・b・c
＜コメント＞ 公認会計士による決算が年1回行われるとともに、第三者委員による定期的な意見交換が行われています。また、評議員には弁護士、司法書士、社労士を指名しており、法遵守の体制が整えられています。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 2024(令和6)年6月に同敷地内に医療相談や介護相談、体操教室や誰でも食堂等が定期的に行われる「暮らしの保健室」をオープンしました。ここでは、季節ごとのイベントも開催され、地域の人に広く開かれたスペースで保育園児も様々な行事に参加しています。日程は、保育園に掲示するとともに親子クラブにも文書やメールでお知らせしています。また、近隣のデイサービスへ訪問して歌や踊りを披露しています。		
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	①・b・c
＜コメント＞ 「保育ボランティア・職場体験マニュアル」が整備されています。このマニュアルには、「ボランティアの心得」や「ボランティアや保育体験等を受け入れる事の意義」、「保育ボランティアの活動の心構え」や「ボランティア受け入れ手順」が示されています。また、各学校や社会福祉機関、行政との連携も取られており、中学生の職場体験の受け入れをされています。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
＜コメント＞ 地域住民や関係機関との連携を強化するため、興除地区青少年育成協議会や小規模保育園連絡会に定期的に参加し、意見交換を行っています。また、町内会の地域懇談会にも参加し、地域課題への対応を協議しています。これらの会議内容で得た情報や意見は、月に1度の職員定期ミーティングの場で共有され、組織全体での理解と対応が図られています。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	①・b・c
＜コメント＞ 「暮らしの保健室K'sフェスティバル」を開いて地域の人に参加してもらっています。定期的に医師相談日、看護師相談日、社会福祉士相談日、コーヒーの日、体操教室、誰でも食堂、ケアマネ相談日、家族・介護教室など幅広い活動を行い、地域の健康と福祉をサポートしています。また、親子クラブや広報で絵本の読み聞かせの日程もお知らせしています。現在、従業員枠のみですが、一時預かり保育を実施しています。		
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	①・b・c
＜コメント＞ 「暮らしの保健室」で災害時のごはん作りに参加したり、前項で述べたように法人内では相談事業を展開しています。地域へ向けたイベントも計画しています。また、絵本の読み聞かせボランティア活動も行っています。読み聞かせで読んだ本は保育園で整理・保管して、いつでも本を楽しむことができるように計画しています。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 保育理念、保育方針、保育目標に子どもを尊重する姿勢が明示されています。職員は定期ミーティングで保育理念である「子どもの最善の利益」や「寄り添える保育」を唱和しており、保育計画にも組み込まれ、保護者へは入園のしおりで周知してもらっています。しかし、子どもの尊重や基本的人権についての勉強会や研修が実施されていません。乳幼児が対象の保育園ですが、考えられてはいかがでしょうか。		
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
＜コメント＞ 外に設置された水遊び場は道路に面しており、通行人の視線を遮るために目隠しが設置されています。しかし、排泄は円滑に行うために、4～5人のグループで同室内で順番に行われています。職員数や時間に限りがあり難しい面もありますが、プライバシーが最も尊重されるべき場所であるため、今後さらなる配慮をされることを望みます。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
＜コメント＞ 福祉事務所や公民館にパンフレットを設置し、入園希望者には個別に対応してパンフレットを渡し、詳しく説明を行っています。定員のほとんどは法人職員の子どもの対象としていますが、地域枠も設けており、見学にも対応しています。なお、希望者は全員、入園が決定しています。		
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
＜コメント＞ 入園時には個別に説明を行っています。また、保育園のルールを説明する際には、保護者からの質問にも対応しています。特に配慮が必要な保護者には、フォローする人が同行されており適切に対応しているため、対応に困る事はありませんでした。対象年齢が0歳から2歳までのため、保護者が希望通りに転園できるように可能な限り調整を行っています。		

	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 転園先が決定した際には、必ず基本情報と子どもの育ちに関わる事項、養護に関わる事項、健康状態、発達に関わる事項の申し送りをしています。近隣の保育園の場合は、保育士が直接訪問して話すこともあります。また、転園後も保護者が安心して相談ができるよう、手紙を送り、必要に応じて相談に来られた保護者に対応しています。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・②・c
＜コメント＞ 保護者は入り口にある園長室で園長と気軽に相談することができ、必要に応じて相談室で話をしています。また、子どもの誕生日には、保護者に来園してもらい、保育園での活動の様子や子どもの保育中の様子を観ていただくとともに保護者も保育に参加していただく「保育参加」を実施しています。あわせて、保育参加後にはアンケートを実施しています。また、年に2回、親子で参加する「フィットネスお楽しみ会」などの行事においても、アンケートを実施しています。また、毎年実施している「保護者満足度アンケート」の結果と改善点は、保育園のホームページにて公開しています。しかし、現在その情報は「お知らせ」欄に埋もれてしまっています。そこで、「保育園運営に関するアンケート」として別ページを作成し、より見やすくされてはいかがでしょうか。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	①・b・c
＜コメント＞ 苦情対応マニュアルが整備されており、「入園のしおり」にも保育園の相談(苦情)解決体制が記載されています。苦情は面接、電話、書面のいずれでも随時受け付けており、園長や第三者委員へ直接申し出ることもできます。苦情への対応は決められており、受付から解決までの記録をしています。解決の公表は、申し出人が許可すれば年度終了後事業報告として公表されます。苦情受付担当者、解決責任者、第三者委員もあらかじめ決定されており、迅速かつ適切に対応できる体制が整っています。		
	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	①・b・c
＜コメント＞ 玄関には、保護者の意見や苦情を受け付けるための意見箱および苦情受付ポストが設置されています。送迎時には保護者とのコミュニケーションを大切に、個別に話ができるよう配慮しています。		
	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	①・b・c
＜コメント＞ 受けた相談内容や意見については、適切に記録として残しています。さらに、職員間で共有し、後日対応が必要な場合にも迅速に対応できるよう努めています。これにより、保護者の声を受け止め、保育園の運営に反映させる体制を整えています。		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	①・b・c
＜コメント＞ 事故防止マニュアルや不審者対応マニュアルが整備されており、事故を未然に防ぐためにさまざまな取組が行われています。具体的には、職員間のコミュニケーションや情報の共有が促進されており、これにより迅速な対応と意識の向上が図られています。また、ヒヤリハット報告書には、報告者の職種や経験年数だけでなく、発生した状況についても詳細に記載されることが重要視されています。これにより、再発防止に向けた具体的な対策が講じやすくなり、全体的な安全管理のレベルが向上しています。さらに、法人内委員会での周知や定期勉強会での報告がされています。加えて、施設の定期的な点検も行われています。		
	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 「保育園における感染症対策ガイドライン」によりマニュアルが整備されており、職員や保育園内の衛生管理が詳細に定められています。感染症発生時には上司に報告を行い迅速な対応をします。また、保護者への対応としては、掲示物や口頭での情報提供を行い、感染拡大防止に努めています。これらにより、保護者との連携を強化し、保育園内の安全と健康を守る体制が整えられています。また、法人内研修や外部研修に参加して、最新の情報を得ています。		
	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 法人内では、BCP(事業継続計画)に基づく災害対応の取組が行われており、定期的に避難訓練が実施されています。災害発生時には、子どもの安全を確保するために、災害対応マニュアルにしたがい、子どもの引き渡し方法や残留園児の保護について明確に定められています。これにより、迅速かつ適切な対応が可能となっています。また、保護者への連絡体制が整備されており、緊急時においても円滑に情報提供が行われ、子どもの安全が確保されます。さらに、地震や気象災害を含む各種災害時に備え、法人として地域の防災会議や訓練にも積極的に参加しており、地域との連携を強化しています。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉖・b・c
＜コメント＞ 保育士マニュアルおよび書類手順書を基に、保育計画が立てられています。これにより、教育および保育内容に関する全体的な計画が策定され、子ども一人ひとりに対する適切な指導が行われます。年間指導計画や月指導計画は、子どもの年齢ごとに発達段階や興味を考慮しながら、計画的かつ柔軟に設定されています。これにより、保育士は子どもに対して一貫した教育・保育を提供でき、また計画に基づいて適切な評価と改善が行える体制が整えられています。		
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉖・b・c
＜コメント＞ 年度末には、来年度に向けた話し合いが行われ、今年度の実績や活動を振り返る機会が設けられています。この振り返りを通じて、今年度の反省点や改善すべき点を明確にし、次年度に向けた計画や方針を見直しています。また、年度途中でも、状況に応じて柔軟に改善を行う体制が整えられています。年度を通じて常に振り返りと改善のサイクルを実施することで、より良い保育の提供を目指し質を高めています。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	㉖・b・c
＜コメント＞ 乳児個別指導計画は、3ヶ月ごとに職員のローテーションを行いながら策定・見直しがなされています。このローテーションにより、特定の職員に偏ることなく、すべての職員が多角的な視点で全ての乳児の成長を把握し、より客観的かつ的確な計画立案・評価が可能となっています。また、週案に関しては、前週のうちに担当保育士が年齢ごとの発達段階や子どもの様子を踏まえながら、活動予定の確認と具体的な活動内容の立案を行っています。		
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉖・b・c
＜コメント＞ 毎月実施される職員の定期ミーティングでは、子ども一人ひとりの様子について共有を行うとともに、給食に関する会議もあわせて実施しています。保育の現場での気づきや子どもの成長の様子を職員間で話し合い、個々の子どもの発達やニーズに応じた対応ができるよう、保育計画の見直しを毎月行っています。こうした定期的な振り返りと情報共有を通じて、全職員が共通理解を持ち、よりきめ細やかで質の高い保育の提供に努めています。		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉖・㉗・㉘
<コメント> 保育のローテーションを実施することで、すべての職員が子どもの様子を広い視野で把握できる体制が整えられています。この取り組みにより、職員間での情報共有がスムーズに行われ、チームとして一貫した保育が可能になります。さらに、職員全員が法人所有のiPadを活用しており、いつでも指導計画の記録や確認ができる環境が整備されています。これにより、子どもの成長や日々の保育活動に関する情報をリアルタイムで共有でき、保育の質の向上につながっています。		
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉖・㉗・㉘
<コメント> 個人情報保護マニュアルを整備し、個人情報の適切な管理と保護に努めています。子どもおよび保護者に関する個人情報は、すべて施錠されたロッカーに保管され、園長が責任持って管理しています。また、保護者には入園時に配布する「入園のしおり」にて個人情報の取り扱いについて説明を行い、同意書を提出してもらっています。さらに、職員に対しても入職時に個人情報保護の重要性を周知し、取扱いに関する誓約書を交わすことで、適切な情報管理を徹底しています。		

第三者評価結果【保育所版】

その2：内容評価項目

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	㉖・㉗・㉘
<コメント> 毎朝、保育理念を職員で唱和する取り組みもされており、聞き取りなどからも理念や保育方針の理解が進んでいることが確認されています。この取り組みにより理念等を意識した保育が自然に行える環境が整っています。毎年、理念・保育方針・保育目標に沿って、全体的な保育計画を子どもの日々の様子など職員と話し合いながら内容を決め、また、年間計画の評価を通して、保育内容が理念に合っているか、子どもの発達に合っているか確認し、必要に応じて見直しています。		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	①・b・c
＜コメント＞ 室温、湿度、CO₂濃度の定期的な測定を行い、子どもにとって快適で安全な空間を保てるよう努めています。また、使用した保育用具は毎回消毒し、衛生管理にも細やかな配慮をしています。机やいすの高さや形（ひじ掛けの有無）も子どもの発育にあわせて調整しており、見直しています。特に食事時には、子どもが良い姿勢で落ち着いて食事できるよう、足置き台の設置を行い、身体への負担を軽減しています。また、室内環境にも工夫を凝らし、和室には適切な仕切りを配置することで、落ち着いて過ごせる場となっています。		
	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 子どもに対して基準より多く職員を配置しており、一人ひとりの子どもの個人差に目を向けた、ていねいな保育が行われています。0・1・2歳児と年齢ごとにおおまかに分かれた保育体制をとりながらも、週ごとや行事ごとに担当の組み合わせを変えることで、どの職員も子ども一人ひとりの様子や関わり方を把握できています。保育士は子どもに対して落ち着いた口調でやさしく話しかけるなど、安心感のある関わりを心がけており、日々のミーティングでは子どもの発達や気になる様子について情報を共有し、よりよい関わり方をみんなで考えています。子どもの気持ちや個性を大切にしたい、あたたかい保育が実践されています。		
	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 子どもたちが基本的な生活習慣を無理なく身につけられるよう、発達に応じた丁寧な支援が行われています。生活習慣に関する指導計画書も作成し、内容が偏らないように前の担当保育士と話し合いながら、継続的な取り組みができるよう工夫されています。たとえば、昼寝前にはパジャマへの着替え、目覚めた後には新しく用意された服へ着替えるという流れで、毎日の生活の中で自然に習慣が身につくような環境を整え、職員が声かけや手伝いのタイミングを工夫しています。こうした場面では、それぞれの発達やペースに合わせて保育士がゆっくり関わることで、子どもの自立を促す関わりができています。		
	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	①・b・c
＜コメント＞ 子どもがのびのびと体を動かせるように、以前の評価時になかった園庭が整備されています。また、地域の農家の協力を得て、「たんぼ遊び」をする機会もあり、自然の中で五感を使って遊ぶ体験ができています。さらに、関連施設の「フィットネスクラブ」や高齢者施設での交流やⅡ-4-(1)-①で述べた「暮らしの保健室」での、地域の親子クラブと一緒にボランティアの方による絵本の読み聞かせが行われており、地域とのつながりを大切にしたい保育が実践されています。毎月1回、歯科医と一緒に楽しむ「さくら・さくらんぼリズム」の時間もあり、楽しみながら体幹を育てる活動にも取り組んでいます。子どもたちが自分で選んで、やってみようという気持ちを大事にする保育が日常的にできる環境づくりに力を入れ、主体的に遊びや生活を楽しめるよう工夫しています。		

	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
＜コメント＞ 0歳児の保育では、養護と教育が一体となるよう、子ども一人ひとりの発達や保護者とのコミュニケーションから把握した家庭の状況に応じた環境を整え、日々の体調管理にも細かく目を配る、丁寧な関わりを行い、心地よく過ごし、成長できるよう、生活面・発達面双方に配慮した保育を実践しています。授乳室を別に設け、希望する保護者が時間を決めて利用できるよう配慮し、哺乳瓶でうまく飲めない子どもにも個別に支援しています。生後2か月からの受け入れにも対応し、保育士が試行錯誤しながら安心して過ごせる保育を工夫しています。離乳食の進め方も保護者の意向に合わせ、個々の子どもに応じた柔軟な対応を行うことで、子どもが一人ひとりの子どもの様子にあわせた進め方を工夫し、安心して食事を楽しめるような環境づくりをしています。		
	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
＜コメント＞ 1・2歳児の保育では、職員は子どもの気持ちをしっかり受け止め、子どもの目線に立って会話をすることで安心感を育み、子ども自身が気持ちを表現しやすい雰囲気づくりに努めています。保育環境についても、子どもの発達段階にあわせた机や椅子の配置を行い、保育内容も理解度や興味に応じて構成されており、無理なく楽しみながら取り組めるよう工夫されています。また、保護者が子どもに関心をもって話ができるよう、保育園での子どもの様子や特によい姿を口頭で伝えるほか、連絡帳を通じて日々の成長や気づきを共有しています。保育士間でも情報共有と連携を図り、保護者と信頼関係を築いて、安心して過ごせる保育を実践しています。		
	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
＜コメント＞ 非該当		
	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
＜コメント＞ 職員は「発達障害児と関わる支援者のための連続講座」などの研修を受講し、その内容は定期的なミーティングなどで共有されており、障害のある子どもの支援に対する共通理解が形成されています。障害児が在籍する際には、福祉事務所や保健師などの関係機関との連携が行われており、指導計画書にはその子に応じた配慮事項を明記しており、職員全体で支援に関わる体制が整っています。また、発達等において気になる子どもがいる場合は、保護者と丁寧にコミュニケーションをとりながら必要に応じて外部の専門機関と連携する体制が整っています。こうした取り組みによって、すべての子どもが安心して過ごせる保育が行われています。		

	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
＜コメント＞ 毎日の朝や午後の申し送り、保護者からの連絡帳などを活用し、子どもの体調や様子について職員全体で情報を共有できる体制が整っています。その日の子どもの体調や生活リズム「静」と「動」に合わせて、無理のない保育を心がけており、落ち着いた環境の中で子どもが過ごせるよう努めています。また、個別指導計画を作成し、それに基づいて丁寧な観察と記録を行い、午睡の時間には、保育の方向性や子どもへの関わり方について職員同士で話し合う機会を持ち、チームで保育を支える体制づくりにも取り組んでいます。これらの取り組みにより、受審施設保育園全体として子ども一人ひとりに寄り添った保育が実践されていることがうかがえます。		
	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
＜コメント＞ 非該当		
A-1-(3) 健康管理		
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 保育園では、「健康管理マニュアル」や「一年保健計画」に基づいて、毎日の取り組みでは、登園時の視診やシャワーを浴びてあせもの防止、昼寝前のパジャマへの着替えで、体調確認などで、きめ細やかな健康管理を行い、子どもの変化にすぐに気づけるようにしています。毎月の取り組みでは、身体測定や保健に関する行事などを計画的に実施し、さらに、必要に応じて感染症対策など随時対応できるよう、職員間の情報共有体制も整えられています。子どもがけがをした場合は、必ず記録を取り、職員全体で共有し、再発防止に努めています。必要に応じて連絡や相談を行い、子どもを中心とした支援体制が築かれています。入園時には、乳幼児突然死症候群についての説明を保護者に行い、その際には「入園のしおり」や説明資料を配布し、安心して預けてもらえるよう工夫しています。		
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	①・b・c
＜コメント＞ 年2回の健康診断と月一回の定期歯科健診を実施しています。健康診断の結果はICTシステムを通じて保護者に連絡され、職員間でも共有されることで、体調や発達状況に応じた保育の工夫が行われています。健診結果をもとに、食事・運動・休息のバランスや個別の配慮事項(アレルギー、既往歴など)を確認し、保育内容に反映しています。歯科健診の結果は書面で保護者に配布しています。その際に、歯科医と「さくら・さくらんぼリズム」で体幹を育てる取り組みを取り入れており、楽しみながら姿勢づくりや運動機能の向上を図っています。加えて、病院の専門インストラクターによる足の成長チェックや、足にあった靴の選び方についてのアドバイスも実施されており、発育段階に応じたきめ細やかな支援が行われています。ベビーマッサージも保育活動に取り入れられており、皮膚刺激を通じた情緒の安定や、身体機能・感覚面の発達促進につながるよう配慮されています。これらの取り組みは、子どもの心と体の健やかな成長を支える実践として保護者とも情報共有され、保育園と家庭、地域との連携の中で継続的に展開されています。		

	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	①・②・③
＜コメント＞ アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対して、医師からの指示をもとに、適切かつ丁寧な対応が行われています。アレルギー対応マニュアルが整備されており、入園時には保護者への聞き取りを実施し、家庭で食べている食品のみを提供して、調味料も受審施設では、いつも同じものを使用するなど、細やかな配慮がなされています。保護者からの申告がない場合でも、職員が子どもの口周りの反応に気づき、卵アレルギーを発見したとアレルギー調査を進めてわかった事例があり、日々の観察力と連携体制の質の高さがうかがえます。生活管理指導表を作成し、食事・おやつなどの対応事項については実施計画書を立て、保育士と調理師が連携してチェックを行う体制が確立されています。現在、慢性疾患のある子どもはいませんが、対応マニュアルが整備されており、必要時には速やかに対応できる体制が整っています。		
A-1-(4) 食事		
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	①・②・③
＜コメント＞ 子どもたちが毎日の食事を楽しめるよう、さまざまな工夫が行われています。例えば、食事の時間には各机に職員を1名ずつ配置し、安全に配慮しながら、子ども一人ひとりのペースにあわせて食事介助をしています。無理に食べさせるのではなく、楽しく食べられるよう温かい声かけや関わりを大切にしています。保育園では子どもたちが野菜作りに取り組み、収穫も行い、野菜に対する興味や関心を育んでいます。収穫した野菜は持ち帰って、家庭で親子一緒に食べてもらうようにしており、食への関心や会話が広がるよう配慮されています。また、子どもの誕生日にはその保護者に保育参加を行い、子どもと一緒に食事を楽しんでもらっています。その際、保護者から感想をアンケートに記入してもらい、必要に応じて個別に相談に応じながら、その声を保育の内容に反映させるなど、家庭との連携を大切にしたり取り組みを継続しています。		
	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	①・②・③
＜コメント＞ 子どもが「おいしく・安心して」食事ができるよう、毎月、歯科医師の訪問があり、口腔の健康や食事指導を受けており、子ども一人ひとりの発達や状態に応じた支援につなげています。食事では、歯科医指導の下、成長に応じた食材の切り方やきざみの大きさに配慮し、また、子どもの発達、口の大きさに応じたスプーンの形状を使用しており、適正な量になるように配慮しています。加えて、事例から「りんご」や「パン」など誤嚥のリスクのある食品は、安全に食べられるよう関係機関に問い合わせながら提供しています。職員は一人ひとりの食べ方や様子を丁寧に見守りながら、無理強いせず、楽しく食べる雰囲気づくりを心がけています。また、毎月実施している給食会議には、職員だけでなく給食委託業者の担当者も参加し、子どもたちの様子や保育現場の声を共有しています。改善提案をお互いに出し合いながら必要な対応を迅速に行い、より良い食事の提供に努めています。このような連携により、食事の質と安全性が保たれ、子どもたちが安心して食事を楽しめる環境が維持されています。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 子どもの生活をより豊かにするために、毎日の連絡帳のやり取りなどを通じて家庭との連携を大切にしていることが確認されました。保護者と朝夕の送迎時のコミュニケーションで、子どもの家庭での様子や体調、保育園での食事の様子や出来事、取り組みなどを知らせ、相互に共有することで家庭と保育園が一体となった子育て支援につながっています。また、ICTシステムを活用して写真を送信し、保護者に日々の子どもの様子を視覚的に伝える工夫もされています。これにより、保護者が保育園での生活を具体的にイメージでき、安心感や信頼関係が築けるように工夫しています。さらに、年度末には保護者アンケートを実施し、保育園の取り組みや保育内容に対する意見・感想を収集しています。これらは、職員間で共有・検討し、保育の改善や家庭との連携がスムーズに行くよう工夫しています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 保護者が安心して子育てに取り組めるよう、A-2-(1)-①で述べたように、子どもの日々の様子を細やかに記録し、コミュニケーションや連絡帳、ICTシステムで成長や変化、気づいたことや出来事を具体的に細かく保護者に伝えるように心がけて、保護者との信頼関係を築いています。また、子育ての不安などを安心して話せる環境づくりにも力を入れており、年齢や発達に応じた相談を受けている記録もあります。加えて、Ⅲ-1-(5)-③で述べたように、安全計画に基づいた避難訓練(火災、地震、大雨、不審者対応など)を定期的の実施し、その都度保護者にも訓練内容や子どもの様子を伝えることで、保護者の安心感につながっています。さらに、日々の関わりの中で、子どもの小さな成長や喜びを保護者と共有し、「子育ての楽しさ・嬉しさ」を感じてもらえるよう、喜びを分かち合える関係づくりが、保育園全体の温かみある雰囲気として表れています。		
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	①・b・c
＜コメント＞ 子どもの権利を守る視点から「虐待対応マニュアル」を整備しており、職員がその内容を理解し実践できるよう、定期的に研修を行い、チェックシートを用いて日々の保育の中で子どもの様子を注意深く観察し、小さなサインにも気づけるようになっていきます。その結果、初期の段階で疑いに気づき、適切な対応につなげられる体制が整っています。虐待の可能性があると判断された場合には、こども総合相談所、福祉事務所、保健センターなどの関係機関と速やかに連携を取り、子どもの安全を最優先に対応します。過去には、実際には虐待ではなかったケースもありましたが、疑いがある時点で迅速に対応を行った記録も残されており、早期発見体制が有効に機能していることが分かります。また、こども総合相談所と継続的な関わりを持っている子どもについては、転園後も必要に応じて転園先から聞き取りを行っており、保育園が地域での見守り体制の一部としても機能しています。さらに、保護者に対しても、入園時に「虐待防止に関する説明」を行っており、保育園としての姿勢や対応方針を明確に伝えることで、家庭と協力しながら子どもの健やかな成長を支える体制を構築しています。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	①・b・c
＜コメント＞ 職員一人ひとりが保育の専門性と意義を意識しながら、子どもの健やかな成長と発達を支援することを目的に保育業務に取り組んでいます。Ⅱ-2-(1)-②やⅡ-2-(3)-①で述べたように、年に2回、保育士自身による自己評価を実施しており、振り返りの機会を通じて、自らの保育実践について客観的に見つめ直すことができます。自己評価の結果は上司との面談を通じて確認・共有され、今後の課題や改善点をチーム内で共有する仕組みが整っています。このプロセスを通して、職員全体の意識向上と連携強化が図られ、保育の質の継続的な向上につながっています。		